

遠隔授業実施のガイドライン

令和3年3月24日制定

はじめに

本学では令和2年度、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け4～5月、8～10月及び1月の3度にわたり、感染防止対策の一環として授業や試験を全学的に遠隔で実施した。そしてこの経験をベースに、FD委員会が全教職員と全学生を対象とした「遠隔授業に関するアンケート調査」、及び教員を対象とした「遠隔授業の教育効果に関するアンケート調査」を実施した。

アンケート調査の結果、遠隔授業にはコミュニケーション上の難点がある反面、授業に集中しやすい、繰り返し学習することができる等の長所があることが分かってきた。また、授業の理解度については「あまり理解できない」「ある程度理解できた」と答えた学生が半数を占めている状況から、遠隔により理解不十分なまま授業を受けている学生がいる可能性を否定できないことがうかがえる。さらに、教員を対象とした教育効果に関するアンケート調査では、実施した講義形態の授業で教育効果があったと判断した上で「遠隔授業を効果的に導入することで、教育効果を上げることができる可能性はある。ただし、大学全体で一律に導入するのではなく、導入するケースについて慎重に検討すべきである。」と結論づけている。(いずれもFD委員会のアンケート調査結果報告書より抜粋)

一方で、本学では現在、遠隔授業は遠隔授業実施規則(令和2年8月制定)により「感染症の流行、自然災害等によって対面授業の実施が難しい場合で、学長が特に必要と認めた場合」に限定し実施することとしている。

このガイドラインは、今後平常時において、対面授業に比べてより高い教育効果が期待される場合に、遠隔による授業の実施に道を開くものであり、そのための基本的な考え方、満たすべき基準、実施のための手続き、留意点等を示すものである。なお、本ガイドラインは、大学及び短期大学部における正課の授業科目に適用するものであり、大学院の授業科目や正課外の講座等は適用対象外とする。

1. 基本的な考え方

1-1. 遠隔授業の教育効果について

大学・短大における教育は、全学及び各学科で掲げるディプロマポリシーを達成することを目的としており、そのために本学では常に教育の質保証を念頭において教育を行っている。このことは、対面又は遠隔といった授業の実施方法には関係しない普遍の原則であり、したがって、授業を遠隔で実施する場合には、対面で実施する場合に比べて決してその質を低下させることなく、むしろより高い教育効果が得られるよう入念に計画するとともに、授業の実施にあたっては創意工夫を重ねなければならない。

1-2. 遠隔授業を実施する基準

平常時においては、次の条件をすべて満たす場合に限り、1回または複数回の授業を遠隔で実施することができることとする。なお、海外講師による授業等の特別な場合を除き、同一科目の遠隔による授業が全開講回数 $\frac{2}{3}$ を超えることはできないものとする。また、試験については対面で実施するものとする。

- ① 対面授業では得られない、または対面授業を超える教育効果が見込まれること
- ② 教育効果を評価・検証するためのルーブリック等の仕組みが準備されていること
- ③ 授業実施形態、受講方法、成績評価方法等がシラバスに明記されていること
- ④ すべての履修生において、環境や時間の面で受講に支障がないこと
- ⑤ 学生の本人確認を行い、出欠や学修時間を把握・記録すること
- ⑥ 学生への指示やフィードバックを文字化し、確実なコミュニケーションを図ること
- ⑦ (同時双方向型授業) すべての履修生において前後の授業の受講に支障がないこと
- ⑧ (同時双方向型授業) 映像・音声等により学生の意見交換や質問の機会を確保すること
- ⑨ (オンデマンド型授業) 設問回答、添削指導、質疑応答等による指導を、毎回の授業に併せて行うこと
- ⑩ (オンデマンド型授業) 学習管理システム (Learning Management System。以下、「LMS」という。) の掲示板等により学生の意見交換や質問の機会を確保すること

1-3. 対象とする授業

平常時においては、次の条件をすべて満たす科目に限り、遠隔授業を実施することができる。

- ① 実験、実習及び実技を伴わない科目
- ② 免許・資格に関係する科目については、遠隔での授業実施が免許・資格の取得に影響しないことが確認されている科目
- ③ 全学共通科目及び外国人留学生科目については全学共通教育センター、またその他の科目についてはその科目を開設する学科・専攻の教員間で、遠隔での授業実施について共通理解を得られている科目

2. 遠隔授業の実施手順

2-1. 授業形態

平常時における遠隔授業の実施形態は、次のいずれかとする。

- ・ 同時双方向型授業 …… Web 会議システムを利用して、離れた場所にいる教員や学生をつないで行う授業で、一人の教員が複数の教室にいる学生に対して同時に授業を行う場合等も含む。
- ・ オンデマンド型授業（動画配信型授業） …… 学習時間を固定せず、LMS 等を通じて履修者に対して動画（スライドに音声をつけて再生するものを含む。）による教材を提示し、授業内容を教授する方式の授業。

2-2. 授業実施の手続き

平常時において授業を遠隔により実施する場合は、全学共通科目及び外国人留学生科目については全学共通教育センター、その他の科目についてはその科目を開設する学科・専攻の教員間で、遠隔授業を行う趣旨、狙い、授業方法、教育効果の見通し及び授業終了後の評価・検証方法等について共通理解を得るものとする。その上で、前期の授業開始 1 か月前（原則として 2 月末）までに、別記様式にシラバスの写しを添えて、当該科目の担当教員から、全学共通科目及び外国人留学生科目については全学共通教育センター副センター長を、その他の科目についてはその科目を開設する学科・専攻主任を経由して、教育支援課に申告するものとする。教育支援課では、申告内容がガイドラインに沿うことを確認するとともに、遠隔による授業が全開講回数の 1 / 3 以上となる場合は、学長の許可を得るものとする。

2-3. 授業の実施手順

遠隔授業は、常に manaba course を起点とし、そこから必要に応じて Web 会議システム、動画配信サイト等へ学生を誘導するものとする。Web 会議システムとしては Zoom を、動画配信サイトとしては Youtube の利用を推奨する。授業の実施手順は、以下のとおりとする。

- ① 事前に、シラバス、ポータルシステム、口頭等の手段で、遠隔実施となる授業日・授業回を履修生に周知徹底する。
- ② 時間割上の授業実施日の 3 日前までに、manaba course の当該授業科目コースのレポート、スレッド（掲示板）等に、「xx 月 xx 日遠隔授業」、「xx 回目授業」のように対象日や対象回を明示した上で、事前課題、授業への参加方法（Web 会議システムの URL、動画教材の URL 等）、授業で使用する資料及び出欠確認方法等を投稿する。
- ③ 同時双方向型授業の場合は、授業の中で出欠を確認し、意見交換や質問の機会を確保するとともに、必要に応じて復習や事後課題等を提示する。
- ④ オンデマンド型授業の場合は、授業の中で課題や理解度確認テスト等を実施し出欠を確認するとともに、時間割上の授業実施日から 1 週間程度の適切な期間を設けて、学生の意見交換や質問の機会を確保する。

3. 授業実施後の評価・検証

3-1. 教育効果と学生満足度の評価・検証

遠隔授業を実施した教員は、遠隔授業の実施後、事前に準備したルーブリック等の仕組みを用いて、授業回ごとに教育効果を評価・検証するものとする。また、全授業終了後、学生授業評価アンケートの結果から、授業を遠隔で実施したことによる学生の満足度について評価・検証を行うこととする。なお、評価・検証の結果から、想定以上の効果が認められた場合や、想定を大きく下回る結果となった場合には、教員から教務委員会に速やかに報告するものとする。

3-2. 授業終了後のFD

遠隔授業を実施した教員は、教育効果と学生満足度の評価・検証の結果から、さらに教育の質を保証・向上するための方策について検討するものとする。また、教務委員会は、教員から報告があった場合はその原因・要因を究明し、必要に応じてFD委員会と協力しガイドラインを追加・訂正するとともに、全教員にその内容を周知することとする。

4. その他の課題

4-1. 遠隔授業を実施する上での課題

今後、遠隔授業の安定運用と活用促進のために、次の課題を克服していく必要がある。

- ① セキュリティ上の課題（盗聴、改ざん等の防止）
- ② 情報を利用する上でのモラルや著作権に関する知識の向上・啓蒙
- ③ 学内における受講環境の提供（場所、ネットワーク環境等）
- ④ 遠隔授業を高度化するための機器・環境と、教員のスキルの向上
- ⑤ 実験、実習及び実技を伴う科目における遠隔授業の活用方法の検討

4-2. 遠隔授業の応用

遠隔授業の手法は、対面で授業を実施しながら、実習、各種大会への参加、就職活動、障がい（合理的配慮）等、様々な理由で授業に出席できない学生に対して、授業を配信する場合にも応用することができる。今後、そのための基準や手順を整理するとともに、必要な機器やネットワーク環境を整備する必要がある。

(別記様式)

全学共通教育センター副センター長 又は学科・専攻主任	
-------------------------------	--

遠隔授業実施申告書

申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申告者 _____

遠隔授業実施のガイドラインに従って、以下のとおり遠隔にて授業を実施することを申告します。

開講年度・開講期	年度 (前期 ・ 後期 ・ 通年)
科 目 名	
対 象 学 科 ・ 学 年	
遠 隔 授 業 実 施 回 数	() 回 / 全 () 回
遠 隔 授 業 実 施 日	
遠 隔 授 業 実 施 の 理 由 ・ 工 夫 等	
チ ャ ッ ク 項 目	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 実験、実習及び実技を伴わない科目<input type="checkbox"/> 免許・資格に関係する科目については、遠隔での授業実施が免許・資格の取得に影響しないことが確認されている科目<input type="checkbox"/> 全学共通科目及び外国人留学生科目については全学共通教育センター、またその他の科目についてはその科目を開講する学科・専攻の教員間で、遠隔での授業実施について共通理解を得られている科目<input type="checkbox"/> 対面授業では得られない、または対面授業を超える教育効果が見込まれること<input type="checkbox"/> 教育効果を評価・検証するためのルーブリック等の仕組みが準備されていること<input type="checkbox"/> 授業実施形態、受講方法、成績評価方法等がシラバスに明記されていること<input type="checkbox"/> すべての履修生において、環境や時間の面で受講に支障がないこと<input type="checkbox"/> 学生の本人確認を行い、出欠や学修時間を把握・記録すること<input type="checkbox"/> 学生への指示やフィードバックを文字化し、確実なコミュニケーションを図ること<input type="checkbox"/> (同時双方向型授業) すべての履修生において前後の授業の受講に支障がないこと<input type="checkbox"/> (同時双方向型授業) 映像・音声等により学生の意見交換や質問の機会を確保すること<input type="checkbox"/> (オンデマンド型授業) 設問回答、添削指導、質疑応答等による指導を、毎回の授業に併せて行うこと<input type="checkbox"/> (オンデマンド型授業) 学習管理システム (LMS) の掲示板等により学生の意見交換や質問の機会を確保すること